

一般社団法人社会的価値共創フォーラム

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人社会的価値共創フォーラム（英文名 Social Value Co-Creation Forum）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は専門分野・領域の垣根をこえて学術、科学技術、文化及び芸術等の多様な視点、価値観を融合することで社会問題をあぶりだし、その解決策を探るプロセスを通じて新たな価値を創出することを目指し、そのための基盤を構築して社会に提供することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 価値創造のための基盤構築、運営事業
- (2) 価値創造基盤の企画、社会的普及事業
- (3) 価値創造基盤につながる研究の助成、援助
- (4) 政策提言
- (5) 国や地方公共団体が行う事業との連携
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 共創会員 この法人の事業に賛同し、また参画するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者で社員総会において推薦された個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の定める手続により入会を申請するものとし、理事会の定めに基づき代表理事の承認を受けた場合には、当法人に入会することができるものとする。

2 共創会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申込み、代表理事の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 正会員は、法人の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める会員・会費規程に基づき会費等を支払わなければならない。

2 共創会員は、会員・会費規程において別に定めるところにより、共創会費を納入しなければならない。

3 特別会員は、会員・会費規程において別に定めるところにより、特別会費を納入しなければならない。

4 前三項の会費については、その金額をこの法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、退会日の1か月前までに理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会した場合でも、既納の会費等又は共創会費、特別会費は返還されないものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則又は社員総会の決議等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の一週間前までに除名する旨を通知するとともに、社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条に規定する会費等、共創会費又は特別会費を1年間分以上滞納したとき。

- (2) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (3) 総正会員の同意があったとき。
 - (4) 除名されたとき。
- 2 前条又は前項の規定により会員資格を喪失した場合、既納の会費、共創会費、特別会費は返還されないものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 正会員、共創会員及び特別会員（以下総称して「会員」という。）の除名
- (3) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 入会の基準及び入会金の金額
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) その他法令及びこの定款で定める事項

(開催)

第13条 この法人の定時社員総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に開催する。

2 この法人の臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が理事会にあったとき
- (3) 前号の規定による請求を行った正会員が、裁判所の許可を得て社員総会を招集するとき

(招集)

第14条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき、各1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第17条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、法令の定めに従って書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の議決権を行使した社員は、社員総会に出席したものとみなす。

3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 前二項の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

4 理事又は監事を選任する議案(以下「役員選任議案」という。)を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 前項の規定にかかわらず、前条に定める書面等による議決権の行使の結果、総会開催前に役員選任議案について過半数の賛成が得られており、かつ社員総会において、出席して

いる社員にこれを一括で決議を諮り、異議がない場合には、役員選任議案を一括で決議することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席理事1名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第20条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、5名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選任する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務執行を決定する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事の権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。

4 代表理事及び業務執行理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第24条 理事及び監事（以下「役員」という。）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の場合は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第20条第1項で定めた役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 この法人は、役員に対して、その職務執行の対価として、社員総会が定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前二項の取扱いについては、第37条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第28条 この法人は、一般法人法第113条第1項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、同法第113条第1項第2号所定の金額（以下「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

3 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第111条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、20万円以上であらかじめ定めた額又は最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(アドバイザー)

第29条 この法人は、アドバイザー若干名を置くことができる。

2 アドバイザーは、経営や学識等に優れた知見を有する者の中から、理事会において選任する。

3 アドバイザーは無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(アドバイザーの職務)

第30条 アドバイザーは、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し当法人の目的達成のために必要な意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定める者の他、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (7) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な職務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受けの決定
- (2) 多額の借財の決定
- (3) 重要な使用人の選任及び解任の決定
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (5) 内部管理体制の整備の決定

(招集)

第33条 理事会は代表理事が招集し、議長となる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集し、議長となる。

3 代表理事以外の理事は、代表理事に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

4 監事は、理事会で意見を述べる必要があると認めて理事長に対して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に加わることはできないが、可否同数の時は議長の裁決により決する。

3 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第38条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第39条 基金の募集、割当て及び払込等の手続については、理事会が別に定める基金の取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第40条 この法人は、第49条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき一般法人法第141条第2項に定める限度額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第42条 基金の返還をする場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

第8章 会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けて、直近の社員総会に報告するものとする。募集計画及びこれに伴う予算を変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受並びに多額の借財を行うことはできない。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類等を作成し、監事の監査を受け、その後理事会の承認を経た上で、定時社員総会において計算書類については承認を得るものとし、事業報告については定時社員総会で報告するものとする。

2 この法人は、前項の定時社員総会の終了後、遅滞なく法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、第18条第2項に定める社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、第18条第2項に定める社員総会の決議によって他の一般法人法の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、一般法人法第148条に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は社員総会の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するため必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 重要な職員は代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) アドバイザーの名簿
- (5) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 役員等の報酬等に関する規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第13章 雑則

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附則

1 この法人の設立時社員は次のとおりである。

氏名	住所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社 JERA	東京都中央区日本橋二丁目5番1号

2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

理事	高市 邦仁
理事	園田 光一
理事	吉田 哲臣
代表理事	吉田 哲臣
監事	松渕 敏朗

3 当法人の設立時の主たる事務所は、東京都中央区日本橋二丁目5番1号日本橋高島屋三井ビルディング18階とする。

4 この法人の設立年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人成立の日から2026年3月31日までとする。

5 この法人の設立年度の事業計画及び予算は、本則第44条の規定にかかわらず、設立時社員が定めるところによる。

6 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従う。